



旬報 ゆうすい

人と自然が織りなす芸術のまち 心豊かで伸びゆく美しいまち

目次	担当	ページ
新築住宅取得補助金※町内居住者も対象	商工観光 PR 課	1
「日本棚田百選」ウォーク in 幸田の参加者募集	商工観光 PR 課	2
小型船舶免許更新・失効講習会	総務課	2
公民館学級短期講座の開催	生涯学習課	3
河川改修に伴う建設発生土の無償受け入れ候補地の公募	建設課	3
第3次湧水町総合計画審議会委員の募集	企画財政課	3
普通財産売却に係る一般競争入札の実施	企画財政課	4
第29回 名水丸池感謝の夕べ」に伴う交通規制	商工観光 PR 課	4
ファミリーサポートセンター養成講座	健康増進課	5
湧水町秋まつり「農林商工祭」への出店募集	産業振興課	5
不要農薬の回収	産業振興課	5
「防災の日」に伴うサイレン吹鳴	総務課	6
令和7年度定額減税補足給付金「不足額給付」	住民税務課	6
交番・駐在所だより	総務課	7-8

新築住宅取得補助金※町内居住者も対象（商工観光 PR 課）

昨年度から移住者が取得する新築住宅に対し補助金を交付する制度を設けておりましたが、今年度から移住者だけでなく、町内居住者も補助対象に加え、「湧水町移住定住促進新築住宅取得補助金」と名称を改めることとなりました。

ご不明なことがありましたら、お問い合わせください。

対象者	移住者	町内居住者
補助額（最大額）	230万円	100万円
基本額（取得額の1/2）	限度額100万円	限度額50万円
加算額 （内訳）		
町内建築業者が建築 または販売した場合	50万円	50万円
町の方譲地に建築した場合	50万円	
18歳未満の子ども1人につき	10万円 （限度額30万円）	

【問合せ先】 栗野庁舎 商工観光 PR 課 移住定住推進室 ☎74-3111（内線 2285・2286）

次回 旬報発行日 **9月2日(火)**

「日本棚田百選」ウォーク in 幸田の参加者募集（商工観光 PR 課）

「日本棚田百選」ウォーク in 幸田実行委員会による、第17回「日本棚田百選」ウォーク in 幸田の参加者を次のとおり募集いたします。

【開催期日】 9月28日（日） 受付：11：00～11：45
開会式：12：00
出発：12：30

【集合場所】 湧水町立幸田小学校（受付・開会式・スタート）
約5kmのウォーキングコース

【定員】 先着200名 ※要予約

【参加資格】 年齢・性別問わず、健康で完歩可能な方

【参加料】 1人1,000円（参加賞，保険料など）

※当日現金支払いとなります。事前振込は受け付けできません。

※乳幼児（3歳以下）無料

※ウォークキング大会終了後、「お楽しみ抽選会」も行われます。

棚田米など湧水町の特産品が当たります。

【申込方法】 直接・お電話，にてお申し込みください。

申込用二次元コード

もしくは、右の二次元コードのいずれかにてお申し込みください。



※申込後，変更があった場合は，お電話でお知らせください。

【申込期限】 9月12日（金） ※定員になり次第締め切ります。

【申込・問合せ先】 栗野庁舎 商工観光 PR 課内

「日本棚田百選」ウォーク in 幸田実行委員会

☎74-3111 FAX：74-4249

小型船舶免許更新・失効講習会

（総務課）

鹿屋海枝重信海事事務所による小型船舶免許更新・失効講習会が，次の日程で実施されます。当日の参加人数把握のため，参加希望の方は9月19日（金）までに，栗野庁舎 総務課（☎74-3111 内線 2213）までご連絡ください。

【講習日程】 9月28日（日） 更新講習 10：00～ 失効講習 9：30～

【講習場所】 栗野中央公民館（大ホール）

【講習料】 ・更新講習 93,000円 ・失効講習 17,000円

※当日船舶免許証をお持ちください。

※令和6年10月1日から郵便料金・諸経費（教科書代ほか）等の大幅値上げに伴い，やむを得ず郵便料金と諸経費を含めた料金をいただくことになりました。お手数ですが，おつりのないようにご準備ください。

【更新対象期間】 令和7年9月30日～令和8年12月30日

※免許有効日がこの期間の方は，受講ください。

※1年3ヶ月前から受講可能，有効日は短くなりません。

【問合せ先】 鹿屋海枝重信海事事務所 ☎0994-43-2853 FAX：0994-43-5987

今月は **町県民税 2期分**
国民健康保険税 4期分 の納入月です。
納期限 9月1日(月) 納入をよろしくお願ひします。

公民館学級短期講座の開催

(生涯学習課)

湧水町の自然を身近に感じ触れながら、わが町の良さを知る目的で自然観察会を開催します。参加を希望される方はお申し込みください。

- 【日 時】 9月20日（土） 13:00～17:00（予定）
 【内 容】 上床周辺の山野草の観察 【参加費】 無料
 【集合場所】 吉松体育館前 【集合時間】 12:45（時間厳守）
 【募集人員】 先着18名（先着） ※配車の都合で自家用車での移動
 【申込締切】 9月12日（金） をお願いする場合があります。
 【申込・問合せ先】 栗野中央公民館 ☎74-4313

河川改修に伴う建設発生土の無償受け入れ候補地の公募（建設課）

国土交通省川内川河川事務所が行う河川改修工事等の建設発生土を受け入れる候補地を公募します。

- 【公募対象】 法人・個人を問いません。
 【申込方法】 吉松庁舎 建設課に備え付けてある申込書に必要事項を記入し提出してください。
 【受入条件】 ① 候補地は湧水町内の土地に限る。
 ② 建設発生土の搬入費用は無償。
 ※受入地の測量及び支障木伐採を受入れ者負担で行う必要あり。
 ③ 受入土量は原則として5,000m³以上。
 ④ 大型ダンプ（10t車）での搬入が可能であること。
 ⑤ 建設発生土の運搬及び敷き均しのみ。（転圧・締固めは行いません）
 ⑥ 関連法令の許可を受入者で申請し、取得する必要がある。
 （農地法・林地法・盛土規制法等の許可の取得）
 ⑦ 土質の指定はできない。
 ⑧ 受入地の雨水処理施設（側溝・暗渠等）を、受入者負担で設置する必要あり。
 ※その他、疑義がある場合は、協議をします。
 【決定方法】 申請場所や諸条件を考慮し、川内川河川事務所と協議のうえ決定します。
 【申込・問合せ先】 〒895-2812 伊佐市菱刈川南 78-1 川内川河川事務所 菱刈出張所
 ☎0996-22-3597 FAX:0995-26-2860
 吉松庁舎 建設課 ☎74-3111（内線3105）

第3次湧水町総合計画審議会委員の募集（企画財政課）

町では、すべての計画の基本となり、町づくりの最上位に位置づけられる、第3次湧水町総合計画を策定するに当たり、湧水町総合計画審議会委員を次のとおり募集します。

- 【募集人員】 2名（申込多数の場合は、町選考委員会で決定します。）
 【任 期】 2年間
 【業 務 内 容】 町長の諮問に応じ、総合的な計画について必要な事項を調査及び審議する。
 【応募資格】 本町に住所を有する方で、町政の発展に熱意のある方
 【応募方法】 直接又はお電話により、ご応募ください。
 【応募締切】 9月1日（月）
 【申込・問合せ先】 栗野庁舎 企画財政課 ☎74-3111（内線2262）

普通財産売却に係る一般競争入札の実施（企画財政課）

本町の普通財産売却のため、次のとおり一般競争入札を実施します。入札参加を希望される方は、次の内容を確認のうえお申し込みください。

【売却物件】

物件番号	所在地	地目	地積・延床面積	建ぺい率 容積率	予定価格 (最低売却価格)
1	湧水町鶴丸字吹上 629番3 629番5 629番6 ※3筆を1区画として売却 します。	宅地	229.64 m ²	70% 400%	415,000 円
2	湧水町中津川字上小路 546番5	宅地	380.56 m ²	70% 400%	1,310,000 円
		建物1	166.97 m ²		
		建物2	3.92 m ²		

【実施説明書・物件調書・契約書（案）・様式等】

物件の詳細、入札申込、契約の方法等について記載した書類を、栗野庁舎 企画財政課に用意してありますので、お受け取りください。なお、湧水町ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

【申込書類】

	個人の場合	法人の場合
①	入札参加申込書（第2号様式）	
②	住民票	登記事項証明書及び定款
③	印鑑登録証明書（法人の場合は代表者印）	
④	身分証明書	資格証明書（代表者事項証明書）
⑤	市町村税納税証明書（未納がないことの証明書）※非課税の場合はその証明書	

【申込受付期間】

8月22日（金）～9月30日（火） 8：30～17：15（開庁日のみ）
必要書類を揃えて、申込受付期間内に栗野庁舎 企画財政課までご提出ください。

【入札・開札】

入札日・場所：10月9日（木） 栗野庁舎 別館2 2階 大会議室
入札開始時間 10：00

【その他】

詳しい内容は、湧水町ホームページで確認いただけますので、ご覧ください。

URL <https://www.town.yusui.kagoshima.jp/soshiki/28/8561.html>

【問合せ先】

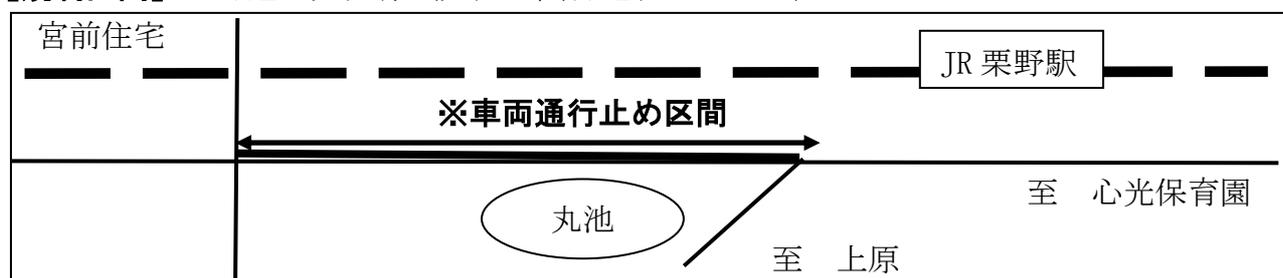
栗野庁舎 企画財政課 ☎74-3111（内線2270） FAX：74-4249
E-mail：densan@town.yusui.kagoshima.jp

「第29回 名水丸池感謝の夕べ」に伴う交通規制（商工観光PR課）

名水丸池感謝の夕べの開催にあたり、次のとおり交通規制（歩行者用道路の設定による車両通行止め）を行います。地域住民の方の御理解と御協力をお願いします。

【規制期間】 9月6日（土） ※荒天時は9/7（日）に順延 16：00～21：30

【規制区間】 町道 丸池線（丸池公園付近約300m）



ファミリーサポートセンター養成講座

(健康増進課)

社会福祉協議会では、地域において安心して子育てができる環境を作ることを目的に、ファミリーサポートセンター事業を実施しています。町内でも、育児の援助を受けたい方も多く、事業推進のために育児の援助活動を行ってくださる方の養成講座を次の日程で開催しますので、ぜひご参加ください。

- 【日 程】 9月6日（土） 10:00～12:00
 【場 所】 いきいきセンターくりの郷 研修室3
 【内 容】 ・ファミリーサポートセンター事業について
 ・「幼児に対する緊急時の対応」 講師：伊佐湧水消防組合
 【申込期限】 9月3日（水）
 【申 込 先】 湧水町社会福祉協議会 ☎75-2200
 ファミリーサポートセンター ☎75-2811

湧水町秋まつり「農林商工祭」への出店募集 (産業振興課)

湧水町秋まつり「農林商工祭」へ農林水産物・飲食物等の出店者を募集します。

- 【出店日時】 11月23日（日・祝日） 10:00～15:30
 【出店場所】 栗野中央公民館
 【出店条件】 ① 出店1小間の寸法：3.0m×3.0m（1出店者あたり2小間まで）
 ② 1小間あたり電気（必要に応じてコンセント2口100V）は、事務局で準備します。
 【出 店 料】 ① 町内出店者：無料
 ② 町外出店者：5,000円（1小間あたり）
 【そ の 他】 水道は共同利用とし、専用水道はありません。
 【申込方法】 申込用紙に必要事項を記入して、実行委員会までお申し込みください。
 ※申込用紙は 栗野庁舎 産業振興課に用意してあります。
 【申込期限】 9月5日（金）まで
 【問合せ先】 湧水町秋まつり実行委員会事務局 栗野庁舎 産業振興課内
 ☎74-3111（内線2240・2254）

不要農薬の回収

(産業振興課)

不要農薬の回収を次の日程で実施します。

- 【日 時】 9月11日（木） 14:15～15:00
 【場 所】 栗野ライスセンター前
 【処 分 料】

農薬等 種類	・粉剤 ・粒剤 ・水和剤 ・乳剤	・テロン等土壌消毒剤 ・クロールピクリン	・銅 ・亜鉛 ・塩素酸塩剤	・水銀剤 ・砒素剤
単価	440円/kg	1,100円/kg	440円/kg	個別協議

- 【留意事項】 ・回収日当日は印鑑と現金をご持参ください。
 （※処分費は現金払いとなります。）
 ・処分料は業者が判別し、単価表に基づき請求されます。
 ・重量は箱及び容器込みの重さとなります。
 ・処分希望者の自己責任のもと、回収場所に持ち込んでください。
 【問合せ先】 あいら農協北部地域営農センター ☎54-1778
 栗野庁舎 産業振興課 ☎74-3111（内線2253）

「防災の日」に伴うサイレン吹鳴

(総務課)

9月7日（日）午前6時05分に、「防災の日」に伴い防災意識の普及を目的として、サイレン吹鳴を実施します。町民の皆様のご理解をお願いいたします。

令和7年度定額減税補足給付金「不足額給付」（住民税務課）

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、納税義務者及び扶養親族等1人につき令和6年分所得税から3万円、令和6年度町県民税所得割から1万円の定額減税が行われ、この定額減税対象者のうち、減税しきれないと見込まれる方に対し、その差額を定額減税補足給付金「当初調整給付」として、令和6年9月以降に支給しました。

今回実施する定額減税補足給付金「不足額給付」では、令和6年分所得税額及び定額減税の実績額等が確定した後に、当初調整給付の支給額に不足が生じた方等に対して、追加で不足分の給付金を支給します。

【支給対象者】 令和7年1月1日に湧水町に住民登録のある方で、次の①または②のどちらかに該当する方

- ① 令和6年分所得税及び定額減税の実績により、当初調整給付の支給金額に不足が生じた方、新たに減税しきれない額が生じた方
- ② 次の要件を全て満たす方
 - ・令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割の定額減税前税額がゼロの方
 - ・税制度上、扶養親族に該当しない方（事業専従者、合計所得48万超であるため扶養親族等としても定額減税対象外）
 - ・低所得世帯向け給付（令和5年度非課税等世帯等への給付金、令和6年度新たな非課税等世帯等への給付金）の対象世帯主・世帯員に該当しない方

【給付額】

- ・【支給対象者】① に当てはまる方は、「控除不足額」と「当初調整給付額」との差額（定額減税しきれなかった額を1万円単位に切り上げて支給します。）
- ・【支給対象者】② に当てはまる方は、4万円
（ただし、令和6年1月1日時点で日本国内に住民票がない方は3万円）

【通知時期】

支給対象となる方には、8月中旬頃から順次、確認書等を発送します。

※定額減税やこれまでの給付支給状況等によって、通知時期は異なります。ご了承ください。

【申請方法】

「支給のお知らせ」または「支給確認書」が届きましたら、内容を確認してください。提出が必要な書類がある方は、書類を同封しておりますので、期日までに提出をお願いいたします。

※給付金を装った詐欺等にご注意ください

個人情報や通帳・キャッシュカード・暗証番号等の情報を電話で聞くことはありません。また、現金自動預払機（ATM）の操作のお願いや給付金のために手数料の振り込みを求めることも絶対にありません。

自宅や職場などに不審な電話がかかってきた際には、伊佐湧水警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

【問合せ先】 栗野庁舎 住民税務課 住民税係 ☎74-3111（内線2141）

夏期における水難事故の防止について

夏は、海水浴や川遊びなどのレジャーを楽しむ季節ですが、例年、この時期には多くの水難事故が発生しています。水難事故を防止し、楽しい夏を過ごすために次の点に注意してください。

- ライフジャケットの着用
- 常に天候や波の状況などを確認する
- 保護者の方は、子供から絶対に目を離さない
- 飲酒状態で魚釣り等はしない



夏期における山岳遭難の防止について

山岳遭難を防ぎ、楽しい登山を行うために、次の点に注意してください。

- 入山規制状況・天候の確認
- 体力・経験・技術等に応じた登山の計画
- 必要な装備品等の携行
- 登山届の提出
- 単独登山の回避



『拉致問題解決に御協力を！！』

北朝鮮による拉致容疑事案等

鹿児島県では、昭和53年（1978年）8月12日、市川修一さん（当時23歳）と増元るみ子さん（当時24歳）が、「吹上浜に夕日を見に行く。」と言って、外出したまま行方不明となったアベック拉致容疑事案が発生しています。

また、警察では「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案」についても、捜査・調査を進めており、御家族の同意を得られたものについては、事案の概要等を県警察のウェブサイトに掲載するなどして、広く情報提供を求めています。どのようなささいな事でも結構です。お心当たりの方は県警察本部又は伊佐湧水警察署までお知らせください。

広報

ゆうすい

栗野交番
吉松駐在所

0995-22-0110

※鹿児島県警察では、交番・駐在所で使用していた電話番号が廃止になりました。

お問い合わせの際は警察署へお願いします。

令和7年7月中 遊水町内 事故・事件状況

◆交通事故

栗野交番管内

物損	18件
人身	0件

吉松駐在所管内

物損	3件
人身	1件

◆刑事事件

栗野交番管内	0件
吉松駐在所管内	0件

夏休みにおける少年の非行・犯罪被害防止と有害環境の浄化

《児童・生徒の皆さんへ》

- **子供達だけの夜遊びはできません。**
鹿児島県青少年保護育成条例で、深夜（午後11時から翌日の午前4時までの間）に、青少年（18歳未満）のみでの外出が制限されています。
夜遅くまで遊んでいると、悪い仲間とつきあうようになっていたり、お酒、タバコなどの悪い誘いに遭うこともあります。
- **万引きは犯罪です。絶対にしてはいけません。**
絶対にお店の品物を盗んではいけません。
友達が万引きする近くで見張りをしたり、万引きした品物と知っていてもらったりする行為も犯罪です。
- **覚醒剤・大麻等の薬物乱用をしてはいけません。**
麻薬・覚醒剤などは、持っているだけでも重大な犯罪になります。
「大麻はタバコより体に悪くない」などの誤った情報による誘いには、決して乗ってはいけません。
薬物を使わないかと誘われたり、使うことを強要されたら、はっきりと断ることが大切です。
- **スマートフォンやインターネット利用のルールを守りましょう。**
インターネットやSNSで人の悪口を書き込むことはやめましょう。
自分や友達の名前、学校、写真などの個人情報を投稿するのもやめましょう。
SNSで知り合った人と直接会ったり、信用している相手であっても、自分の下着姿や裸の写真は送らないようにしましょう。
「闇バイト」と思われるような誘いには絶対に応じてはいけません。

《保護者の皆さんへ》

- **子供が万引きをしてしまったら**
もしもお子さんが万引きをしてしまった場合には、理由や原因をしっかりと聞いた上で、何が悪かったのかを理解させ、心から反省を促すように努めましょう。
- **薬物の乱用防止について**
大麻の乱用で検挙される少年の多くは、友人や先輩などから紹介され、興味本位で始めるケースが多いようです。
軽い気持ちで手を出さないよう、普段から家族の会話の中で、正しい知識と恐ろしさを教え、しっかりと理解させましょう。
- **スマートフォン、インターネットなどの利用について**
お子さんが使用するスマートフォンなどには、必ず「フィルタリング」を設定し、有害情報などにアクセスできないようにしましょう。
また、日頃からお子さんにインターネットの危険性を教えたり、家族で話し合っ
て「ネット利用のルール」（利用時間、個人情報を載せない。ネットで知り合った人と会わないなど）を作りましょう。
- **不安なことがあったら、一人で悩まずに家族や警察に相談しましょう。**
少年に関する悩みごと、困りごとについては、
ヤングテレフォン 099-252-7867
ヤングメール kp-youngmail@police.pref.kagoshima.jp
にご相談ください。